

## 研究ノート

### ジェンダー・セクシュアリティの視点からみた海外の教科書 —ドイツの中等学校における性教育関連の教科書を中心に—

橋本紀子

#### はじめに

近年の人間の性と性教育に関する国際的動向は、生殖に関する健康権、リプロダクティブ・ヘルス・ライツから性的少数者も含む多様な人々の性のありようを認め、すべての人々の性的健康や幸福を追及する権利、セクシュアル・ヘルス・ライツへと発展してきた。性の権利、セクシュアル・ライツとは基本的かつ普遍的な人権であることが宣言され、さらに、それらの考えを啓発するための性教育(ジェンダー平等や性的少数者の人権の尊重も含む)の重要性も強調されてきた。

これらの動向は、次のような宣言や原則、指針としてあらわされてきた。

たとえば、1999年の世界性科学会会議で採択された「性の権利宣言」では、「セクシュアル・ライツとは、あらゆる人間が有する生まれながらの自由、尊厳、平等に基づく普遍的な人権である」とする。また、セクシュアル・ライツとして「性的自由への権利」「性的プライバシーの権利」「生殖に関する自由で責任ある選択への権利」などと並んで、「包括的セクシュアリティ教育への権利」をあげている。さらに、2002年にWHOが策定した「性の健康と性の権利に関する仮定義」などを踏まえて、2005年、性の健康世界学会(旧世界性科学会)が採択したモンテリオール宣言「ミレニアムにおける性の健康」では、「『性の健康』の促進は、健全な心身(wellness)と幸福(well-being)の達成や持続可能な開発の実現における中心的課題であり、まさに『ミレニアム開発目標』における中核的課題である」としている。各国政府や関係機関、組織、社会への要望としてあげている項目の中に、「ジェンダーの平等を促進させる」や「セクシュ

アリティに関する包括的な情報や教育を広く提供する」「HIV/AIDSや他の性感染症(STI)の蔓延を阻止し、状況を改善する」等とならんで「性の喜びは幸福(well-being)の一要素であるという認識を確立する」があげられている。

これ以降も、2008年にLGBTに属する人や性分化疾患の人たちの人権を保障するためのジョグジャカルタ原則1)が国連総会で採択されたり、2009年のユネスコの「国際性教育指針」2)、2010年のWHOヨーロッパ地域事務所とドイツ連邦健康教育センターによる「ヨーロッパにおけるセクシュアリティ教育スタンダード 政策作成者、教育・保健関係当局および専門家のための枠組み」3)作成などのようにセクシュアル・ライツを保障するための施策が進められてきた。

WHOは人間の性を生物学、心理学、社会学、哲学、倫理学などの分野から多角的にとらえ、欲求のコントロールとともに、避妊やSTD予防、性的指向等についてもしっかりと教育し、単なる知識にとどまらず、セクシュアリティに対し肯定的な態度を獲得させるなどを目標にした包括的性教育(Comprehensive Sexuality Education)を提起し、各国の性教育の内容に大きな影響を与えた。さらに、ヨーロッパ各国に共通する性教育のスタンダードを作成し、人々の性的健康と幸福の増大に寄与しようとしている欧州の性教育関係者等は、全方位的性教育(holistic sexuality education)という概念4)を提唱してきている。

この間の日本の現状はこれらの国際的動向とは遠くかけ離れている。周知のように2002年ごろに始まった「過激性教育」という名の

もとでの一部守旧派による性教育バッシングは、90年代に子どもや保護者の要請を受けて工夫されてきた学校現場の教師たちの性教育実践を委縮、停滞、後退させることになった。

日本では、学校における性教育は全教科、学校教育全体で行うということで、教育課程上特定の教科が行うということにはなっていない。教育内容上から言えば、人の健康問題を扱う保健領域や保育も含む家庭科領域で生理学的側面や関係性の側面の関連事項が部分的に取り上げられている。理科の生物分野や高校の生物などでヒトの性や生殖について取り上げることができそうだが、学習指導要領の規制もあってか、ヨーロッパ各国のような構成と内容にはなっていない。

筆者はここ数年、各国の教育課程、教科書で性教育はどのような位置づけと、内容構成になっているのかの調査をすすめてきている(5)。それは、これらの調査、検討がジェンダー・セクシュアリティ視点からの教育課程編

成に示唆を得る上で、有益であると考えられるからである。

また、①性教育は学校で誰が担当しているのか。②教科書の作成、採択において、教師の自由、裁量権はどの程度保障されているのか等にも注目してきた。すでに、①②に関する結果やフランス、フィンランドの性教育関連事項を扱う教科書の特徴については、別稿(6)にまとめたので、本稿では、主にドイツで収集した教科書の内容に注目して、日本との違いを検討する。

### 1. 分析に利用したドイツ連邦共和国の基礎学校と中等学校の教科書一覧

2013年9月にベルリンとハンブルクで、性教育関連教科書を購入した。本稿の分析に用いた教科書はその一部で、11歳から16歳の生徒向けの生物、社会科、倫理の教科書である。

	対象学年	タイトル	副題(和訳)	備考	出版社
GER_01	11-12歳 5,6	Biologie plus	生物	Brandenburg	Cornelsen
GER_02	11-12歳 5,6	NATURA	BIOLOGIE FÜR GYMNASIEN 5/6 ギム ナジウムの ための生物		Klett
GER_03	11-12歳 5,6	BIOLOGIE	生物	Brandenburg	DUDEN
GER_04	13-14歳 7,8	BIOLOGIE HEUTE	entdecken 7/8 最新 生物学		Schroedel
GER_05	13-14歳 7,8	NATURA	BIOLOGIE FÜR GYMNASIEN 7/8 ギムナ ジウムのた めの生物	Ausgabe B	Klett

	対象学年	タイトル	副題 (和訳)	備考	出版社
GER_06	13-14 歳 7, 8	ERLEBNIS	Biologie 2 実践生物	Berlin	Schroedel
GER_07	13-14 歳 7, 8	Biologie	生物	Sekundarstufe 1/Brandenburg	Cornelsen
GER_08	13-14 歳 7, 8	Biologie plus	生物	Sekundarstufe 1/Brandenburg	Cornelsen
GER_09	13-14 歳 7, 8	Biologie	生物	Gymnasium/Bra ndenburg	DUDEN
GER_10	13-14 歳 7, 8	Biologie Na Klar!	生物	Berlin	DUDEN
GER_11	13-16 歳 7, 10	PRISMA	BIOLOGIE 7/10 生物	Ausgabe A	Klett
GER_13	13-14 歳 7, 8	Sozialkunde	社会科	Berlin	Cornelsen
GER_14	13-14 歳 7, 8	Ethik	倫理		Cornelsen
GER_15	15-16 歳 9, 10	Ethik	倫理		Cornelsen

## 2. ドイツの教育制度と教科書の使用学年

ドイツ連邦共和国は自治権をもつ 16 の州によって構成される連邦国家である。したがって、多くの分野で州を単位とした行政が行われている。教育についても、各州がほぼ全般的に権限を有している。各州それぞれ独自の憲法を有し、それに基づき各分野を所管する省が州行政を執り行っている。教育行政に関しても、教育を所管する省（州教育省）が、就学年齢の設定、義務教育年限の制定、教育目標の設定、教育課程の基準、公立学校教員の採用や配置といった事項について権限や役割を持っている。そのため、教育制度や義務教育年限等には州ごとに若干の違いがある。義務教育年限は多くの州で 6～15 歳までの 9 年となっているが、ベルリン市やブランデンブルク州などでは 10 年となっている 7)。

学校体系については、初等教育ではすべての児童・生徒が基礎学校で 4 年間（ベルリン市とブランデンブルク州は 6 年間）学ぶが、中等教育では生徒たちは能力と適正に応じて、大学進学希望者向けのギムナジウム（9 年制、

州によって 8 年制のところもある）に進むものとそれ以外の学校に進むものに分かれる。以前には、卒業後に就職して職業訓練を受ける人向けの ハウプトシューレ（5 年制）と、卒業後に職業教育学校に進むなどの人向けの レアルシューレ（実科学校、6 年制）があったが、今はそれらが統合されたりして、変化している。したがって日本の小学校 5、6 年生は、一般に中等学校の低学年にあたる。ただし、ベルリン市やブランデンブルク州は基礎学校の高学年にあたることになる。

購入してきた本の 11～12 歳用のうち、GER\_02 はギムナジウム用であるから、中等学校低学年用教科書ということになる。他の 2 冊は、ブランデンブルク州発行の教科書であるから、基礎学校の 5～6 年生用であることが推測される。

## 3. 基礎学校高学年及び中等学校低学年、5-6 学年（11-12 歳）の生物

GER\_01 と GER\_03 はどちらもブランデンブルク州の基礎学校の高学年用生物教科書で

ある。目次構成はほぼ同じだが、GER\_01の方が「Biologie plus」となっているので、やや詳しい。

最初に、標準的な GER\_03 を池谷壽夫訳に基づいて、見てみよう。

目次構成は以下のようなものである。

1. 生物——それって何？
2. 生物はさまざまな仕方で栄養を摂る
3. 生物はさまざまな方法で呼吸する
4. 生物は運動する
5. 生物は生殖し発達する
  5. 1 人間の生殖と発達
    - 男の子それとも女の子？
    - 男性の性器の構造と機能
    - 女性の性器の構造と機能
    - 受精と妊娠
    - 乳児の発育
    - 思春期——子どもから大人への発達
    - 避妊方法・避妊具
    - 性感染症の予防
    - 性の価値志向
    - 性暴力と性的虐待
  5. 2 脊椎動物の生殖と発育
  5. 3 顕花植物の授精と発育
6. 生物には共通の特徴と異なる特徴がある
7. 生物は細胞から構成される

「5. 生物は生殖し発達する」の単元で、最初に取り上げるのは人間の生殖であり、目次でもわかるように、その内容は日本の高校の生物でも、参考程度にしか触れない、人間の生殖に関わる基本的な生理学的な知識と、避妊や性感染症予防について述べられ、性の多様性と性暴力についても触れている。避妊方法としてはコンドームとピルだけで、ごく簡単な説明であるが、日本の記述禁止事項である、性交による射精と受精に至る経過は比較的詳しく述べられている。

日本の小学校だけではなく、中学の理科や

保健の教科書でもとりあげていない人間の生殖や性行動、性の多様性に関する基本事項が取り上げられている。

GER\_01の場合も単元5に「生物の生殖と発達」がある。

その内容は、こちらの方が、卵細胞の成熟、月経サイクルの説明、精子の構造と機能、精巣の形成、受精、胎児の成長、出産経過などの生理学的な記述がよりくわしくなっており、さらに、避妊方法についても、ピル、ペッサリー、IUD、コンドームの写真が示され、それぞれの用途やしきみについての説明がなされている。続いて、誕生後の発達、両親による子どもの世話、乳児から幼児、子ども時代、青少年期と大人、老年期、死という人間発達についての説明がある。

「性とパートナーシップ」で同性愛について、レズビアン女性の写真つきで具体的な説明があり、最後に「性虐待」について取り上げている。この年齢で、これだけの内容がもりこまれていることが注目される。子どもたちの理解度に関しては、実際の教育実践を見ないとわからないが、教科書のレベルは非常に高く科学的である。

GER\_02は、ギムナジウムの教科書で、目次構成は他2社とは異なっていて、「人間の体と健康」パート以外に、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、顕花植物等も広く取り上げている。「人間の体と健康」パートでは、単元5に「生殖と発達」があり、男性、女性の生殖器官の説明や性交による快感やオーガズムの説明、卵管での受精経過、子宮への着床、胎児の成長、出産準備検査、一卵性双生児と二卵性双生児の説明などは詳しく語られているが、避妊や性の多様性、性虐待などは触られていない。

総じて、生物としての人間の生殖に関する生理学的な事項は、3社とも十分取り上げていると言えるが、ギムナジウム用教科書はより、生物としてのヒトに重点があり、子ども

たちも含めた人間の直面する性行動については触れていない。

#### 4. 中等学校 7-8 学年 (13-14 歳)、7-10 学年 (13-16 歳) の生物

7-8 学年の教科書 7 冊のうち、出版社が異なり、それぞれ比較的異なった目次構成の GER\_05、GER\_07、GER\_9、10 と、7-10 学年の GER\_11 を主に見ていくことにする。

GER\_05 の性教育関連事項は「愛・パートナーシップ・性」で取り扱われている。

はじめの部分に、“人間における「性」概念には、「生殖」や「発達」という生物学的次元だけではなく、「愛」、「パートナーシップ」、「責任」といった倫理的次元も含まれている”としたうえで、この章ではこの二つの次元の両方と取り組むことになる。これらの学習を通して、“「生殖」ならびに「制御」という人間の生殖活動以外にも当てはまる重要な生物学的基本コンセプトにふれ、これを応用することを学んでゆく”と述べている。つまり、生物という教科で人間の性を扱うと言うことは、倫理的次元も含めて扱うということでもあり、それは、コントロールという生物学的基本コンセプトを性行動に応用するということも意味するというのだ。

取り上げている内容は、「思春期—私は変わる」「発達」「セクシュアリティと性的指向」で、生理学的側面と同時に倫理的側面と言われる部分のトピックも扱っている。たとえば、中絶についての資料が載せられているが、その中の「人間存在はいつ始まるか」では、医学的見解、法律の見解、生物学的見解、神学的見解、刑法 218 条の鑑定家委員会の見解を示して、中絶問題を考えさせている。生理学的側面は受精、卵割、胎児の成長、二卵性双生児、月経周期等の点では、詳細に展開されている。また、避妊法や性的指向について触れ、同性愛についても取り上げている。

GER\_04 も性教育関連事項は「愛・パートナーシップ・性」で取り扱われており、ほぼ同じような構成になっているが、最新生物学というタイトルに相応しく、実験段階の男性用ピルについての紹介や男性不能者向けのバイアグラの働きについて、図入りで説明があったりする。

GER\_07 の構成は、無脊椎動物の多様性、脊椎動物の種類、動物の行動、生物とその環境など広く生物領域を扱っている。性教育関連事項は、「生殖と個人の発達」の単元で、“友情と愛” “男性生殖器” “女性生殖器” “月経周期” “ボディケア” “性交と受精” “出生前の発達過程” “妊娠” “医学の可能性” “出産” “親と子” “避妊” “多様なセクシュアリティ” “性感染症” “中絶” ”人間の一生“ など生理学的な側面と、避妊や”性感染症、性の多様性など人間の性行動も含めた総合的な取り上げ方をしている。GER\_05 より広く総合的であることが特徴である。

GER\_08 は、GER\_07 と同じブランデンブルク州の教科書で、同じ出版社のものであるが、「Biologie plus」となっている分、人間の性行動に関しては、より詳しい記述がされる。たとえば、避妊のところで、「若者にとって最も大切な避妊方法はコンドームで、正しく使用すれば避妊だけでなく、エイズ感染やその他の性病も防ぐことができます。一般的に『ピル』と呼ばれる経口避妊薬は女性が使用し、ホルモンに働きかけて受精を防ぐ非常に確実な避妊方法です」のように、生徒に向けて、性行動に関する有用で肯定的なメッセージが載せられている。

また、中絶に関しても、以前はドイツ刑法で一般的な処罰の対象だったが、1970年代に始まる刑法改正論議を経て、1995年から法律では、「立法者が出生前の生命を守る義務がある。例外として、妊娠第 12 週ま

で、そして専門家によるカウンセリングを受ければ中絶を認める」ということになったという事実を述べた上で、中絶しようかどうかについて迷っている17歳の高校生カップルの事例と3人の子持ちの30代の母親の事例をあげて考えさせ、「中絶に賛成か反対かをまとめてみよう」を始めとするいくつかの討論課題を提起している。

さらに、GER\_06も目次構成は、GER\_07と類似している教科書で、性教育関連事項は「思春期、セクシュアリティと発達」で扱っている。「生物2 実践生物」というタイトルに示されるように、生理学的な中身は、GER\_07と同じように広範に扱いながら、思春期の子どもたちが会える具体的な事例をエピソード風に取り上げて、話が進んでいくような構成になっている。

具体的には、「つきあってくれない？」から始まって、この時期の子どもたちがとらわれているジェンダー規範と現実の違いを提示して、そこから自由になって将来の計画を立ててもいいんだよと励まし、女性、男性生殖器の構造と機能の説明の後に、発達上の個人差や外見上の違いからくるコンプレックスも和らげるような話の展開になっている。家族計画や性的いやがらせ、妊娠と出産などでも、具体的な場面を事例風に取り上げて、話をすすめ、それぞれの段階で討論課題を提示し、討論を促している。

この教科書でも不妊治療の概略や試験管での受精、受精卵の凍結、代理母の例なども扱っている。また、出生前発達、誕生、その後の発達から死に至る人間の個体発達のさまざまな段階について、生理学的変化と精神的変化について述べ、それぞれの段階で会えるであろう課題—ドイツの人口問題や安楽死の問題も含めて—を取り上げている。

GER\_10は、GER\_9と同じDUDENという出版

社の教科書である。性教育関連事項は「思春期、恋愛、性」で、思春期の心の変化や二次性徴を取り上げ、女性生殖器、男性生殖器の構造と機能や、月経サイクル、性行為と性の知識（性行為は「性欲」に基づく感情と行為のことと説明あり）、多様な性、さまざまな避妊法、性感染症などの基本事項について説明している。

GER\_9はブランデンブルク州のギムナジウム用の教科書で、性教育関連事項は「人間のセクシュアリティ」で取り上げている。「日常における生物学」という小見出しの後に、妊娠検査があげられ、「抗原抗体反応の検出に基づく濃度検査」のしくみや、血液検査、超音波検査などについても触れている。

また、人間のセクシュアリティや性行動の多様な形を示す用語を多数取り上げ辞書風に解説している。避妊方法についても効果や使用方法上の違いから説明し、「避妊に失敗する確率」パールインデックスについても紹介している。避妊方法についても、生理的变化を利用する方法、ホルモンを利用する方法、物理的な方法に分類して、個別の避妊法の仕組みや利点を紹介し、一覧表にしている。

ピルに関しては、「若い女の子に推奨されることが多く、使用法は非常に簡単で、避妊の確実性も高い方法」との説明があり、コンドームに関しては、男性用のコンドームのほかに、女性用のフェミドームも写真付きで紹介されており、「この2つの避妊具のみが、肝炎やHIV、クラミジアなどの性感染症を予防する効果的な方法」との説明がある。また、コンドームの装着方法も載せている。

最後に載っている「知っている、できる」というまとめの課題には、「出産までの胎芽と胎児の成長について説明してみよう」や「羊水と羊膜囊の働きについて、模型を使って実験してみよう」などの生理学的な知識についての問いがある。その他に、さらに「エイズとの闘いのシンボルであるレッドリボンの歴

史について発表できるように準備しよう」や「男女の社会的役割や同性婚についてなど、倫理的、社会的、医学的観点から見る人間の性に関するテーマをクラスで選び、情報を収集して関心のあるテーマごとにグループ討議をしよう」など、倫理的、社会的側面の知識や考察も課題として挙げられていることが注目される。

GER\_11 は、13～16 歳用教科書ということで、性教育関連事項も「私と付き合ってもらえませんか？初めての交際」という単元で扱っている。したがって、生理学的知識や避妊法など基本的事項は同じように扱っているが、交際を始める実際の場面で起きることなどを念頭に、初めての恋とか、新しい愛とか、愛情か友情かなどのように、話は展開していく。また、自慰や同性愛についての疑問や悩みに答えるとか、避妊でもコンドームの装着方法を教えるなど実践的な書き方をしている。男性ホルモン、女性ホルモンの働きなどについても詳しく説明する一方で、月経中の衛生的な過ごし方のアドバイスなどもある。性感染症、さまざまな避妊法の紹介、中絶、緊急避妊薬、さまざまな性行為（サド・マドなど）、ポルノグラフィ、性的嫌がらせ等々への対処などもある。具体的な事例をあげたり、直面するであろう場面を設定したりする構成は GER\_06 の教科書に類似しているが、15～16 歳の子どもたちが直面するであろう事例を加味した構成になっていると思われる。

## 5. 中等学校 7－8 学年（13－14 歳）、9－10 学年（15－16 歳）の社会科、倫理

GER\_13 は 7－8 学年の社会科であるが、目次構成は「若者と政治」「コミュニケーションとメディア」「人権」「準拠法および管轄」に分かれ、「若者と政治」の単元に“セ

クシュアリティの生活形態”が入っている。主なトピックは「性の自己決定権について」や「事実婚あるいは同性のペアの法的改善問題」等が扱われている。2003 年段階で、一番多い家族形態は「夫婦子どもあり」（25.2%）で次いで、「夫婦子どもなし」（24.8%）、さらに「女一人暮らし」（20.9%）、「男一人暮らし」（15.2%）である。

GER\_14 は 7－8 学年の倫理であるが、性教育関連事項は第 3 単元の「愛、友情、セクシュアリティ」で取り上げている。その内容は、主に「私と違うあなた」「友情の秘密」「恋愛」「セクシュアリティ：人間にとっての意味」秘密と恐怖」などである。

特に、「セクシュアリティ：人間にとっての意味」のところでは、「性」は人間にとってどのような意味があるかを、“愛と性”に関する昔の詩や歌詞、また、一人の母親の“愛と性”に関する考えを述べた、子どもへの手紙を取り上げて、これについて、どう思うかをグループごとに考えさせている。

GER\_15 は 9－10 学年（15－16 歳）用「倫理」の教科書である。これは日本の高校 1 年生も含まれる年齢だが、「友情、パートナーシップ、家族」の単元では、“少女、少年の愛”について、15～18 歳の子どもたち 10 人の性体験も含めての発言をとりあげ、それに関する議論をさせている。さらに、大きな愛の理想とされるロミオとジュリエットのモチーフが映画や現代社会の中でどのように表されているかを調べさせ、また、“エロスとアガペー”に関する、古代ギリシャから旧約、新約聖書での捉え方、“愛と性”に関する旧約聖書からフロイトまでの捉え方について、日常の話題や同性愛なども織り込みながら説明し、グループ討議を促している。

家族一昔と現代では、民法の変遷も押さえながら家父長的な家族から現代の多様な家族、暮らし方への変化を示した後、新生児、幼児

が育つために必要な環境、家族は子どもにとって、親にとって、どういう意味があるか、どんな能力が家族の共同生活を長く保つのに大切かなどを考えさせている。

日本の高校の教育課程にある「倫理」の教科書でエロスやアガペーなどを哲学史の一部として取り上げているのとは、やや異なり、それが、現実のドイツ社会でどのような形で生きているのかを、雑誌や歌詞、映画などで調べさせたり、考えさせたりする教科書になっている。

### おわりに

ドイツ、フランス、フィンランドの性教育関連分野を扱っている「科学」や「生物」、「人間生物学」「健康教育」などの教科書は、遺伝と生殖、性感染症予防、避妊、生殖補助医療、生命倫理等に関わる最新の知識や技術を扱っているだけではなく、性的少数者も含む多様な人間存在と人生上で起きる性と生殖に関わる事項への責任ある行動の必要性についても語りかける等、「生物」人間の特徴を押さえたものとなっている。本稿で取り上げたドイツの生物の教科書は5、6学年の場合でもハードカバーのしっかりした作りで、科学の体系にもとづく構成と同時に、子どもたちの将来に欠かせないテーマや情報などを組み込んだ分厚いものであった。

これに比べ、日本の生物の教科書は、人間の性や生殖に関しては、「参考資料」としての扱いで、フランスの「科学」の教科書のような「女性と男性」という単元でそれらを全面的に扱うというようにはなっていない。ただし、日本でも、高校の「倫理」の教科書には「身体と性」や「女と男」という見出しで性の抑圧の歴史や性への関心について、また、フェミニズムの視点からの性役割に関する記述は見られる。しかし、性的少数者については語っていない。また、「現代社会」では、クローン羊や人体の商品化（移植）を扱ってい

る教科書もあれば、キング牧師の公民権運動、臓器移植などの際の自己決定権、生殖医療、リプロダクティブライツ、人工授精等のキーワードや話題を取り上げている教科書もある。青年期の課題等について哲学や発達心理学の側面から記述した単元も見られる（「倫理」でも）。しかし、ドイツの15～16歳用の「倫理」の教科書のような、生徒たちが心身の発達過程で日々直面する問題に応えるような作りにはなっていないように見える。

今、日本では、最新の科学的知識、認識を自然科学も社会科学も含めて教育内容として提供することが、緊急に求められている。そのためには、さまざまな分野の研究、教育関係者との連携が欠かせない。さらに、教科書作りに子どもの意見、視点も反映できれば、学びが一層、身近なものになる。

今、現代科学の到達点に基づいて、教育課程全体の国際レベルへの引き上げを図ることが重要になっている。

### 注

1) ジョグジャカルタ原則の正式名称は「性的指向並びに性自認に関連した国際人権法の適用上のジョグジャカルタ原則」である。2006年11月6日～9日にかけて、インドネシアのジョグジャカルタにあるガジャ・マダ大学の国際会議で討議、採択された。出席者は国際法律家委員会や元国際連合人権委員会構成員や有識者たちで、草稿の執筆にはイギリスのノッティンガム大学の人権センター所属のマイケル・オフラヘルティ（Micael O' Flaherty）教授が主要な役割を果たした。

2) 原題は “ International Technical Guidance on Sexuality Education-An evidence-informed approach for schools, teachers and health educators” 2009 UNESCO. Vol.1 The rationale for sexuality education/ Vol.2 Topics and learning objectives. である。

3) 英文の原題は” WHO Regional Office for Europe and BZgA Standards for Sexuality Education in Europe A framework for policy makers, educational and health authorities and specialists” である。

4) 全方位的性教育 (holistic sexuality education) とは、第一に、セクシュアリティの認知的、情動的、社会的、相互作用のおよび身体的な局面を全体として学ぶことであり、第二に、セクシュアリティ教育は0歳から青年期と大人期を通じて行われるホリスティックなものであり、第三に、セクシュアリティ教育の内容は性行動や性情報に関する教育に限定されず、それ自身が全方位的である。しかも、この教育はある特定の教科で行われるものではなく、複数科目にまたがる学際的な領域であり、異なる教員の責任の下で異なるアスペクトがもたらされるというように、ホリスティックなものである。池谷壽夫『ヨーロッパにおけるセクシュアリティ教育スタンダード』－その背景と特徴』『季刊SEXUALITY』No.065 APRIL 2014 より。

5) 森岡真梨「2013年欧州（フィンランド・フランス・ドイツ）調査報告『教育学研究室紀要』11号、女子栄養大学栄養学部教育学研究室、2014年参照。

6) 橋本紀子「海外の性教育関連教科書と教育課程上の位置」『民主教育研究所年報15号』、2015年参照。

7) 高谷亜由子「ドイツ」『諸外国の教育の状況』財) 学校教育研究所、2006年等参照。